

札幌市 動物愛護管理推進計画



2018年(平成30年)4月
札幌市

SAPP_RO

はじめに

近年、犬や猫などのペットを飼う家庭は、年々増加し、人間と動物の関わりはますます深く広くなってきています。その背景には、生活環境の変化や少子高齢化、核家族化などの進展に伴い、ペットに心のやすらぎを求める人が増えていることがあります。

また、人間関係が希薄になったといわれる現代社会において、心身の健康や円滑なコミュニケーションに動物の果たす役割が注目されています。

今やペットは、「人生のパートナー」として、また、家族の一員として、生活の中で重要性が高まっています。また、幼少時に動物と接することは、生命尊重や情操を育むうえで重要なことであり、高齢者においては、心の支えや心身の健康の維持など、精神面や身体面でも良い結果が得られると言われてしています。

反面、動物の遺棄や虐待、飼い主のマナーの欠如による近隣住民とのトラブル、飼い主のいない猫の問題、ペットショップなどの動物取扱業者における動物の不適切な管理など、全国的にペットに関する様々な問題が発生しています。

札幌市においてもペットに関する様々な問題は後を絶たず、また、札幌市が収容する犬猫の頭数も、以前に比べて減少しているものの、その数は決して少ないものではありません。

これらの現状を踏まえ、札幌市では、2015年（平成27年）5月には、「札幌市動物愛護管理基本構想」を策定し、その後、2016年（平成28年）3月には「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定、同年10月1日から施行しました。さらに、動物愛護管理における課題解決に向け、本条例に基づいた附属機関として「札幌市動物愛護管理推進協議会」を設置し、2016年度（平成28年度）に全4回、札幌市の動物愛護管理行政の推進及び動物管理センターの機能強化について審議いただき、2017年（平成29年）2月にその内容を取りまとめた答申書をいただきました。

札幌市は、これまでの取組を検証し、明らかになった課題に対応するため、この「答申」の内容を踏まえ、新たに、「札幌市動物愛護管理推進計画」を策定することとしました。

この計画では、基本構想と同じ目標を掲げるとともに、数値目標等を定め、総合的かつ体系的に各種施策を展開していくこととしていますが、それを進める上では、何よりも、行政とともに、札幌市民、動物取扱業者、ボランティア、教育機関、関係団体などの各主体が一丸となって取り組んでいくことが不可欠であるとしています。

今後は、関係者との連携・協働をさらに図り、この計画を着実に実施していくことにより、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を目指していきます。

2018年（平成30年）4月

札幌市長 秋元克広



目 次

はじめに

第1章 計画策定にあたって 1

第2章 札幌市における動物愛護管理の現状 5

- 1 動物の飼養及び保管の施策状況……………5
- 2 災害時における動物の飼養及び保管の施策状況……………20
- 3 動物の愛護及び管理に関する施策の実施体制……………21
- 4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発……………24
- 5 動物の遺棄や虐待の状況……………33

第3章 札幌市における動物愛護管理行政の課題 35

- 1 「動物の愛護」に関する課題……………35
- 2 「動物の管理」に関する課題……………35
- 3 「体制整備」に関する課題……………36

第4章 計画の基本的な考え方 37

- 1 目標……………37
- 2 基本施策……………38
- 3 数値目標……………40

第5章 基本施策に基づく具体的取組 44

- 1 動物愛護精神の普及啓発……………44
- 2 動物の適正管理・福祉向上……………46
- 3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備……………49

第1章

計画策定にあたって

1 背景

1-1 動物愛護管理に係る全国的な現状

近年、動物は単なるペットでなく、大切な家族の一員であるという考え方が広がっています。その一方で、動物の遺棄や虐待、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為など、動物に関する様々な問題が発生しています。また、犬猫の殺処分頭数は従前に比べ大幅に減少するも、未だに多数存在し、我が国全体で年間約5.6万頭（2016年度（平成28年度））に上ります。

1-2 国の状況

2013年（平成25年）9月の「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）改正により、動物取扱業者の適正化、終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務化、罰則の強化等が盛り込まれ、さらに動物愛護管理推進計画に規定すべき事項に、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策が追加されました。

また、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」も併せて改正され、殺処分の減少や動物愛護への取組を一層強化すべきとされました。

さらに同年11月に、犬猫の殺処分がなくなることを目指すための具体的対策について検討を行うため、命を大切に、優しさのあふれる、人と動物の共生する社会の実現を目指す「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」が発足しました。

これを受け、環境省は2014年（平成26年）6月に、殺処分を減らしていくための対策として、「飼い主・国民の意識の向上」、「引取り数の削減」、「返還と適正譲渡の推進」を示したアクションプラン「牧原プラン」を発表し、各対策を推進するためにモデル事業を実施しています。

その他、狂犬病^{*1}清浄地域とされていた台湾において、野生動物に咬まれた犬が狂犬病を発症したことを受け、2013年（平成25年）9月に厚生労働省は、狂犬病予防対策に万全を期すため、「台湾における動物の狂犬病の発生状況について」を各地方自治体に通知しています。

1-3 北海道の状況

北海道は、2008年（平成20年）2月に「北海道動物愛護管理推進計画（バーライズプラン）」を策定し、「人と動物のより良い関係づくりを進める」、「道民生活の中で、生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現する」の2点を目標に掲げた上で、重点施策として「動物の適正な飼養管理の推進」、「動物愛護の意識、慈愛の精神の醸成と涵養^{かんよう}」の2点を位置づけ、北海道における動物の愛護及び管理に関する施策を推進しています。

また、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」におけるモデル事業として、2014年度（平成26年度）から飼い主のいない猫^{＊2}対策を、2016年度（平成28年度）から広域譲渡の推進についての事業を実施しています。

1-4 札幌市の対応状況と計画策定の主旨

これまで札幌市では、基本指針や北海道の推進計画などにに基づき、様々な動物愛護管理施策を実施しています。

しかし、犬猫ともに飼い主からの引取り数が多いことや、飼い主が動物を適切に管理していないために、他の人や動物が被害・迷惑を受ける事例も依然として多い状況です。

さらに、動物を飼っていない方が、動物の習性について理解できず苦情につながっている事例や、飼い主のいない猫に関する問題も多くなってきています。

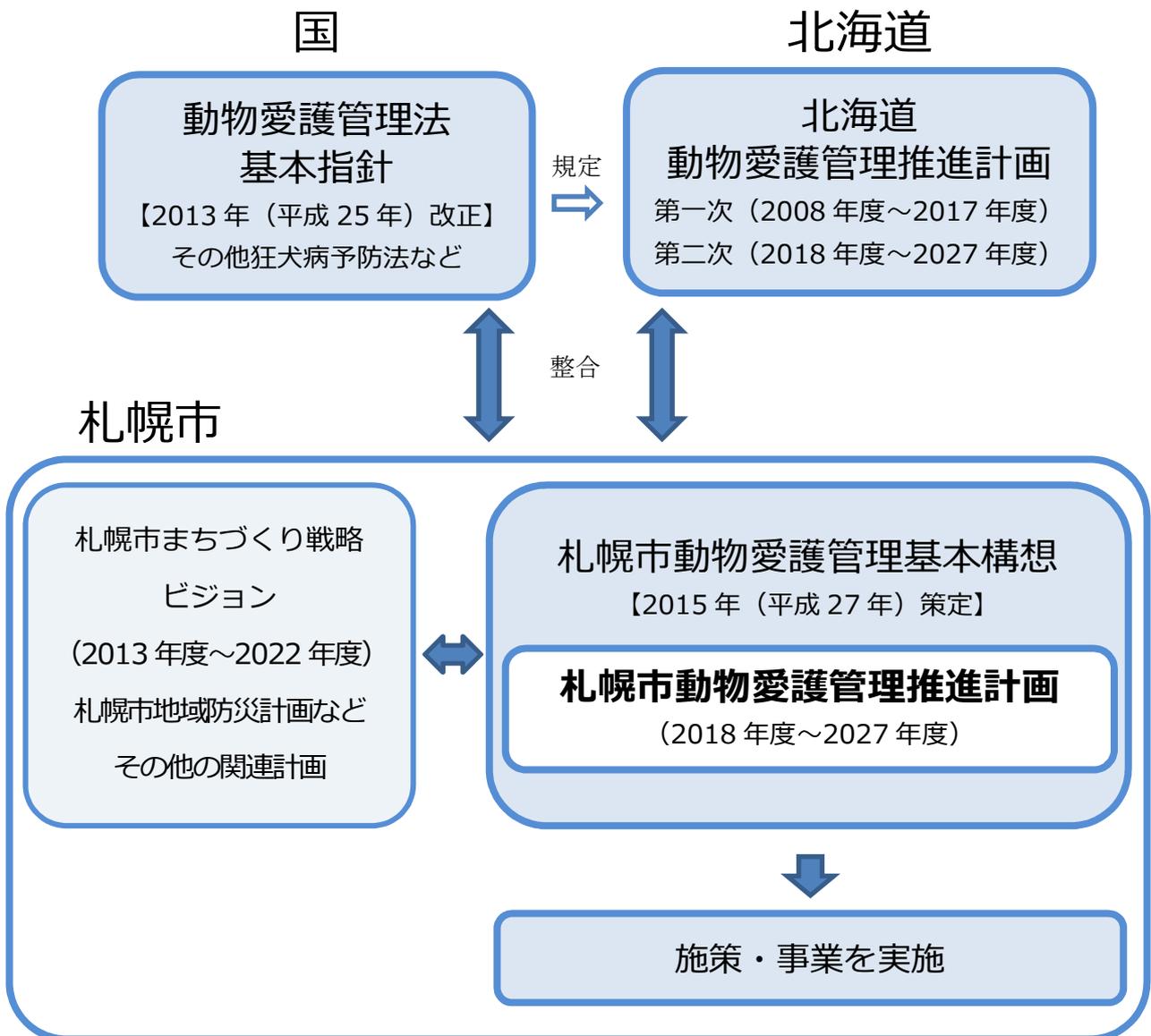
これらの現状を受け、2015年（平成27年）5月に今後の動物愛護管理に係る基本的な考え方や方向性を示す「札幌市動物愛護管理基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定し、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を目標として掲げるとともに、「動物愛護管理に関する条例の制定」、「動物愛護管理推進計画の策定」、「動物管理センターのあり方の検討」を優先的に取り組む事項と位置づけました。

基本構想に基づき、市民、行政、動物取扱業者、関係団体等の役割を明確にし、「動物愛護精神の涵養」、「動物の適正管理の推進」、「動物の福祉向上」の3つの基本施策を盛り込んだ「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（以下、「市条例」という。）」を2016年（平成28年）3月に公布し、同年10月に施行しています。

これらを踏まえ、具体的な数値目標を明確にするとともに、市民・行政・関係団体等が果たすべき役割や具体的な施策、さらに必要な機能を考慮した動物管理センターのあり方を定めることにより、基本構想で掲げる目標の実現を図る「札幌市動物愛護管理推進計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿った個別計画として位置づけられ、また、札幌市の動物愛護管理行政の基本的な考え方や方向性を定めた基本構想に基づく実施計画として、動物愛護管理法、基本指針、北海道動物愛護管理推進計画、その他の関連計画とも整合性を図っていきます。



3 計画の対象となる動物

計画の対象となる動物は、市条例に基づき下記のとおりとします。

○牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひる

○そのほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

4 計画期間

● 2018年度から2027年度までの10年間

動物愛護管理法に基づき、各都道府県で策定されている動物愛護管理推進計画の計画期間が10年間として設定されていることを踏まえ、本計画の期間を2018年度から2027年度までの10年間とします。

なお、法令改正等の社会情勢の変化や計画の進捗状況等による見直しの必要が生じた場合は、適切な措置を講じます。